

## ○ 本会議傍聴要領

(令和7年2月12日)

### (趣旨)

**第1条** この要領は、京都府議会傍聴規則（令和6年京都府議会規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助席及び傍聴証により傍聴できる席の定数)

**第2条** 規則第3条第1項ただし書の規定により設けることができる補助席の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 仮設椅子 50席
- (2) 車椅子席 2席

2 規則第3条第2号の議長が別に定める傍聴証により傍聴できる席の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 記者席 24席
- (2) その他 42席

### (傍聴券)

**第3条** 傍聴券の様式は、傍聴券（別記第1号様式）とする。

### (傍聴証の交付対象者及び傍聴証の種類)

**第4条** 規則第6条第1号の議長が別に定める報道関係者は、京都府政記者クラブに所属する報道機関（以下「報道機関」という。）の記者（以下「府政記者」という。）とする。

2 規則第6条第2号の議長が別に定める者は、次のとおりとする。

- (1) 国會議員
- (2) 元府議会議員
- (3) 府内の市町村議会の議員
- (4) 府内の市町村の長

- (5) 職務上傍聴することが必要と議長が認める府の執行機関の職員
  - (6) 京都府市議会議長会、京都府町村議会議長会、京都府市長会及び京都府町村委会の職員
  - (7) その他特に傍聴することが必要と議長が認める者
- 3 府政記者に交付する傍聴証の様式は、府政記者証（別記第2号様式）とする。
- 4 第2項に定める者に交付する傍聴証の様式は、特別傍聴証（別記第3号様式）とする。

#### （傍聴証の返還期限）

**第5条** 規則第9条第2項の議長が別に定める期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 府政記者証 交付した日の属する府議会議員の任期のうちで議長が定める日
- (2) 特別傍聴証 交付した日の属する年度のうちで議長が定める日

#### （写真、映画等の撮影及び録音等の許可等）

**第6条** 規則第13条ただし書の議長の許可は、次に掲げるものの申請に基づき、議会運営委員会に諮って、その許否を決定する。

- (1) 報道機関
  - (2) 広報課
  - (3) その他写真、映画等の撮影又は録音等（以下「撮影等」という。）をする必要があると認められる者（団体を含む。）
- 2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した会議撮影等許可申請書（別記第4号様式）を議長に提出してするものとする。
- (1) 報道機関又は広報課による申請 次に掲げる事項
    - ア 名称
    - イ 許可を求める期間（1年を超えない期間に限る。）
    - ウ 使用する機材

エ 撮影等を行う場所

オ 提出年月日

(2) 前項第3号に定める者による申請 次に掲げる事項

ア 氏名又は名称

イ 撮影等を行う日

ウ 使用する機材

エ 撮影等を行う場所

オ 提出年月日

カ その他議長が特に記載を求める事項

3 議長は、規則第13条ただし書の規定により撮影等を許可したときは、会議撮影等許可証（別記第5号様式。以下「許可証」という。）を交付する。

4 府政記者又は広報課の職員が撮影等を行うときは、腕章その他所属を明らかにするものを着用しなければならない。

5 第1項第3号に定める者が撮影等を行うときは、許可証を携帯しなければならない。

6 許可証の交付を受けたものは、当該許可証に記載された期限を過ぎたときは、速やかにこれを返還しなければならない。

（その他）

**第7条** この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が決定する。

## 附 則

1 この要領は、令和7年2月12日から施行する。

2 京都府議会傍聴規則内規（平成21年5月19日制定）は廃止する。

3 廃止前の京都府議会傍聴規則内規に定める様式による傍聴券、傍聴証及び会議撮影等許可証は、当分の間、この要領に規定するそれぞれの様式によるものとみなし、所要の調整をして使用することができます。

別記第1号様式（第3条関係）

No._____	限
京都府議会傍聴券	
No._____	限
※	

注 ※の部分には、注意事項、連絡事項、アンケートその他の傍聴に関する事務において必要となる事項を記載する。

第2号様式（第4条関係）

(表)

No. .....	京都府議会 <b>傍聴証</b> (府政記者証)	
有効期限 年      月      まで		
(社名)		

(裏)

傍聴証所持者心得
<p>1 傍聴証所持者は、京都府議会傍聴規則を守るほか 係員の指示に従ってください。</p> <p>2 傍聴証を破損又は紛失したときは、速やかに届け出 てください。</p> <p>3 表記の有効期限が過ぎたときは返還してください。</p>

第3号様式（第4条関係）

(表)

No. .....	京都府議会 <b>傍聴証</b> (特別傍聴証)
有効期限 年      月      まで	
(職名)	

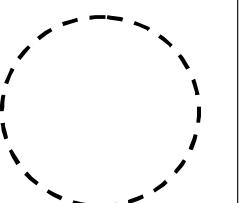
(裏)

傍聴証所持者心得

- 1 傍聴証所持者は、京都府議会傍聴規則を守るほか  
係員の指示に従ってください。
- 2 傍聴証を破損又は紛失したときは、速やかに届け出  
てください。
- 3 表記の有効期限が過ぎたときは返還してください。

(当日限り)

(表)

No. .....			
京都府議会			
<b>傍聴証</b> (特別傍聴証)			
有効期限			
年	月	日	限
(氏名)			

(裏)

傍聴証所持者心得
<p>1 傍聴証所持者は、京都府議会傍聴規則を守るほか 係員の指示に従ってください。</p> <p>2 傍聴証を破損又は紛失したときは、速やかに届出で ください。</p> <p>3 表記の有効期限が過ぎたときは返還してください。</p>

第4号様式（第6条関係）

（報道機関・広報課用）

年　月　日

京都府議会議長 様

名称

会議撮影等許可申請書

京都府議会における会議の状況について取材を行いたいので、本会議の撮影等について、下記のとおり申請します。

記

1 撮影等期間

2 使用機材

3 撮影等場所

(その他用)

年　月　日

京都府議会議長 様

氏名又は名称

会議撮影等許可申請書

京都府議会における本会議の撮影等を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

1 撮影等年月日

2 使 用 機 材

3 撮 影 等 場 所

4 そ の 他

第5号様式（第6条関係）

年　月　日

様

京都府議会議長　印

会議撮影等許可証

年　月　日付で申請の本会議の撮影等については、下記のとおり許可します。

記

1 許可する期間

2 使用機材

3 撮影等場所